

平成26年12月3日

特定業種退職金共済制度における
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について（案）

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直しについて、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成21年）の水準（約351億円）と比較して約868億円まで大きく増加しており、今後も増加することが見込まれている。
- (2) 前回の財政検証の際の議論も踏まえ、累積剰余金について、悲観シナリオにおいても安定的な運営に必要な水準を確実に確保した上で、従業員に還元されるよう、予定運用利回りを現行の2.7%から3.0%に引き上げることが適当である。
※ 退職金算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回の利回り引下げを行った平成15年10月以降の期間に対しても、施行日以降の退職者については新しい利回りの適用対象として引き上げることが適当。
- (3) また、建設業の技能労働者の確保が課題となる中で短期離職者対策の強化が求められており、建退共における掛金の平均納付月数や財政状況等を考慮すると、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に即して、建退共における退職金の不支給期間を、現行の24月未満から12月未満に短縮するための中小企業退職金共済法の改正を行うことが適当である。

- (4) なお、これらの改正に当たっては、予定運用利回りの引上げに不支給期間の短縮分も含めることが適当であり、その実施は不支給期間短縮に係る中小企業退職金共済法の改正を踏まえて、平成 28 年 4 月を目途に併せて行うことが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

- (1) 清酒製造業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時の水準（約 9 億円）と比較して約 24 億円に増加している。
他方、脱退者数が新規加入者数を上回る状況が続いているため、平成 30 年度において責任準備金は減少し、また累積剰余金も減少する見込みである。
- (2) 以上の点を踏まえ、制度の当面の運営に支障は生じないと考えられることから、予定運用利回り（現行 2.3%）の見直し（退職金の不支給期間の短縮を含む。）は行わないことが適当である。
- (3) なお、制度の規模が小さく、かつ今後も縮減していくと見込まれる中で、次回の財政検証に向けて、就労状況等も踏まえつつ、制度の中長期的なあり方について検討を行う必要がある。

3. 林業退職金共済制度

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）の累積欠損金は、前回の財政検証時の水準（約 14 億円）と比較して約 10 億円まで改善したが、今後制度の規模が縮小し、累積欠損金も増加することが見込まれている。
- (2) 林退共においては、累積欠損金解消計画（平成 17 年 10 月 1 日 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部）に則り、平成 34 年度末までに累積欠損金を解消することとされており、厳しい財政状況の中で以下の改善策を講じることにより、その履行を確保し、もって制度の安定的運営を図ることが適当である。
- ① 予定運用利回りを現行の 0.7%から 0.5%に引き下げること。その際、現行の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額を 10 円引き上げて 470 円とすること。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- ② 独立行政法人勤労者退職金共済機構の林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、それぞれ当分の間、毎年度 500 万円程度削減すること。
 - ③ 運用収入の増加を図るため、資産運用方法の見直しを行い、委託運用の部分について一般の中小企業退職金共済制度との合同運用を行うことができるよう中小企業退職金共済法の改正を行うこと。
 - ④ 新規加入者数が退職者数を上回る状況になるよう、事業者の努力と関係者の連携の下に、林退共の加入促進に積極的に取り組むこと。
- (3) 予定運用利回りの引下げは、林退共の安定的な運営を図るため速やかに行う必要があることから、平成 27 年 10 月を目途に実施することが適当である。
- (4) なお、林退共について、今般の改善策の実施状況とともに累積欠損金の解消に向けた進捗状況を本部会においても定期的に把握し、計画通りに進捗していない場合は、次回の財政検証において、制度のあり方も含め再度検討する必要がある。

以 上